

国葬儀法案 概要

1 趣旨

国の儀式として行う葬儀については、皇室典範に定める国葬である大喪の礼のほか、この法律の定めるところによること。

2 国葬儀の実施

- ① 多年にわたり国政において重要な地位を占め、国家としての存立に関わる国難を乗り越えて我が国の主権と独立を守り、その発展の基礎を築く等の特別の功労のあった者が死亡したときに限り、内閣は、その者について、国葬儀を行うことができるこ^と。
- ② 内閣は、国葬儀を行おうとするときは、あらかじめ、その国葬儀に係る者が①に定める特別の功労のあった者に該当すると判断した理由及びその国葬儀に要する費用の見込みその他その行おうとする国葬儀の概要を明らかにして、国会の承認を得なければならないこと。

3 国会への報告

内閣は、国葬儀を行ったときは、遅滞なく、これに参列した者の数並びに要した費用の総額及びその内訳その他その行った国葬儀の内容を国会に報告しなければならないこと。

4 費用の負担等

- ① 国葬儀に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。
- ② ①の費用については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬこと。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。